

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	宜野湾市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和6年1月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	宜野湾市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する以下の事務に関し、予防接種法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1. 予防接種の実施に関する事務 (1) 予防接種の公告及び対象者等への通知等による周知 (2) 予防接種に関する記録の作成及び保存 (3) 予防接種実施数の報告 (4) 予防接種済証の交付 (5) 他市町村での予防接種依頼に関すること (6) 予防接種事故の報告 (7) 副反応報告 2. 予防接種の実施の指示に関する事務 (1) 予防接種施行の時期 (2) 予防接種対象者の範囲 (3) 予防接種の技術的な実施方法 (4) その他必要な事項 3. 予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 健康被害救済の給付支給の請求に関する事務 5. 健康被害救済の支給に係る事務 6. 予防接種の実費徴収に関する事務 7. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 8. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	地域健康支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 健康推進部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原一丁目13番15号 宜野湾市役所 健康推進部 健康増進課 予防係(宜野湾市保健相談センター内)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項	事後	
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 項番 17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第13条	(別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 宮良 弘美	健康増進課長 仲里 美智子	事後	
平成29年6月13日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月13日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 仲里 美智子	健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康からでシステム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	宜野湾市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する以下の事務に関し、予防接種法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1. 予防接種の実施に関する事務 (1) 予防接種の公告及び対象者等への通知等による周知 (2) 予防接種に関する記録の作成及び保存 (3) 予防接種実施数の報告 (4) 予防接種済証の交付 (5) 他市町村での予防接種依頼に関すること (6) 予防接種事故の報告 (7) 副反応報告 2. 予防接種の実施の指示に関する事務 (1) 予防接種施行の時期 (2) 予防接種対象者の範囲 (3) 予防接種の技術的な実施方法 (4) その他必要な事項 3. 予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 健康被害救済の給付支給の請求に関する事務 5. 健康被害救済の支給に係る事務 6. 予防接種の実費徴収に関する事務	宜野湾市は、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する以下の事務に関し、予防接種法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1. 予防接種の実施に関する事務 (1) 予防接種の公告及び対象者等への通知等による周知 (2) 予防接種に関する記録の作成及び保存 (3) 予防接種実施数の報告 (4) 予防接種済証の交付 (5) 他市町村での予防接種依頼に関すること (6) 予防接種事故の報告 (7) 副反応報告 2. 予防接種の実施の指示に関する事務 (1) 予防接種施行の時期 (2) 予防接種対象者の範囲 (3) 予防接種の技術的な実施方法 (4) その他必要な事項 3. 予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 健康被害救済の給付支給の請求に関する事務 5. 健康被害救済の支給に係る事務 6. 予防接種の実費徴収に関する事務 7. 新型コロナウイルス等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 8. 新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項	事前	
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第7項 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 16の2、17、18、19、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2	・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 16の2、16の3、115の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	